

令和4年3月2日に変更した内容

1. 変更理由

市町村森林整備計画制度等の運用について(平成3年7月25日付け3林野計第305号林野庁長官通知)の一部改正と嶺北仁淀地域森林計画の変更に伴うもの。

2. 変更箇所

P 1～2 : 「2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法」中、語句訂正・追加

P 2 : 「2 天然更新に関する事項」中、語句追加

P 3 : 「3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項」の表名
語句訂正

P 3 : 「(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準」を追加

P 3 : 「(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在」の表名語句訂正

P 4 : 「(1) 区域の設定」中、語句訂正・追加

P 4～5 : 表「【別表1】伊野地区、吾北地区、本川地区」中、面積変更

P 6～8 : 表「【別表2】伊野地区、吾北地区、本川地区」中、面積変更

P11 : 表「基幹路網の整備計画」中、名の谷中野川線を追加

P11 : 表「基幹路網の整備計画」中、「開設 計」の路線数、延長の値を変更

P15 : 表「基幹路網の整備計画」中、中野川長又線の法面保全の値を変更

P16 : 表「基幹路網の整備計画」中、「拡張 計」の法面保全の値を変更

P18 : 表「(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域」中、面積変更